

「岡谷市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和4年8月 日

岡谷市教育委員会  
教育長 岩本 博行

岡谷市教育委員会規則第 号

岡谷市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

別紙のとおり。

## 岡谷市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

岡谷市スポーツ施設条例施行規則（平成20年岡谷市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号エを次のように改める。

エ 岡谷市やまびこ国際スケートセンター

（ア） 当該施設の指定管理者が発行する1回券（共通券）、回数券、シーズン券及び入場券

（イ） 株式会社やまびこスケートの森が発行する1回券（共通券）

第5条第1項中「様式第11号」を「様式第7号」に改め、同条第2項中「様式第12号」を「様式第8号」に改める。

第6条第2項中「様式第13号」を「様式第9号」に改める。

様式第7号から様式第10号までを削り、様式第11号を様式第7号とし、様式第12号を様式第8号とし、様式第13号を様式第9号とする。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の岡谷市スポーツ施設条例施行規則の規定による様式は、当分の間、この規則による改正後の岡谷市スポーツ施設条例施行規則の規定による様式とみなす。

## 岡谷市スポーツ施設条例施行規則（平成20年岡谷市教育委員会規則第7号）新旧対照表

【現 行】	【改正案】
<p>第3条（略）</p> <p>2 指定管理者は、前条ただし書による申請があったときは、スポーツ施設の状況を審査し、適当と認めた場合、次に掲げる方法によって、使用の許可をしたものとみなす。</p> <p>(1) スポーツ施設に使用料を直接納付したとき。</p> <p>(2) 次に掲げる回数券等を提示又は提出したとき。</p> <p>ア 岡谷市民総合体育館 岡谷市民総合体育館回数券（様式第3号）</p> <p>イ 岡谷市宮庭球場</p> <p>(ア) 岡谷市宮庭球場回数券（様式第4号）</p> <p>(イ) 岡谷市宮庭球場通年使用券（様式第5号）</p> <p>ウ 岡谷市民水泳プール 岡谷市民水泳プール回数券（様式第6号）</p> <p>エ 岡谷市やまびこ国際スケートセンター</p> <p>(ア) 岡谷市やまびこ国際スケートセンター1回券（共通券）（様式第7号）</p> <p>(イ) 岡谷市やまびこ国際スケートセンター回数券（様式第8号）</p> <p>(ウ) 岡谷市やまびこ国際スケートセンターシーズン券（様式第9号）</p> <p>(エ) 岡谷市やまびこ国際スケートセンター入場券（様式第10号）</p> <p>(オ) 株式会社やまびこスケートの森で発行する1回券（共通券）</p> <p>第4条（略） （使用料の減免）</p> <p>第5条 条例第10条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ岡谷市スポーツ施設使用料減免申請書（様式第11号）を岡谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用料の減額又は免除を決定したときは、岡谷市スポーツ施設使用料減免決定通知書（様式第12号）により当該申請者に通知するものとする。 （使用料の還付）</p> <p>第6条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付については、次の各号のいずれかに該当する場合、既に納めた使用料の全額を還付する。</p> <p>(1) 使用者の責めによらない理由で使用できなくなったとき。</p> <p>(2) その他教育委員会が特別な理由があると認めるとき。</p> <p>2 使用料の還付を受けようとする者は、岡谷市スポーツ施設使用料還付申請書（様式第13号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>様式第11号（第5条関係） （略）</p> <p>様式第12号（第5条関係） （略）</p> <p>様式第13号（第6条関係） （略）</p>	<p>第3条（略）</p> <p>2 指定管理者は、前条ただし書による申請があったときは、スポーツ施設の状況を審査し、適当と認めた場合、次に掲げる方法によって、使用の許可をしたものとみなす。</p> <p>(1) スポーツ施設に使用料を直接納付したとき。</p> <p>(2) 次に掲げる回数券等を提示又は提出したとき。</p> <p>ア 岡谷市民総合体育館 岡谷市民総合体育館回数券（様式第3号）</p> <p>イ 岡谷市宮庭球場</p> <p>(ア) 岡谷市宮庭球場回数券（様式第4号）</p> <p>(イ) 岡谷市宮庭球場通年使用券（様式第5号）</p> <p>ウ 岡谷市民水泳プール 岡谷市民水泳プール回数券（様式第6号）</p> <p>エ 岡谷市やまびこ国際スケートセンター</p> <p>(ア) 当該施設の指定管理者が発行する1回券、回数券、シーズン券、入場券</p> <p>(イ) 株式会社やまびこスケートの森で発行する1回券（共通券）</p> <p>第4条（略） （使用料の減免）</p> <p>第5条 条例第10条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ岡谷市スポーツ施設使用料減免申請書（様式第7号）を岡谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用料の減額又は免除を決定したときは、岡谷市スポーツ施設使用料減免決定通知書（様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。 （使用料の還付）</p> <p>第6条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付については、次の各号のいずれかに該当する場合、既に納めた使用料の全額を還付する。</p> <p>(1) 使用者の責めによらない理由で使用できなくなったとき。</p> <p>(2) その他教育委員会が特別な理由があると認めるとき。</p> <p>2 使用料の還付を受けようとする者は、岡谷市スポーツ施設使用料還付申請書（様式第9号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>様式第7号（第5条関係） （略）</p> <p>様式第8号（第5条関係） （略）</p> <p>様式第9号（第6条関係） （略）</p>